

障害者の逸失利益0円の改正を求めて

札幌市清田区 豊岡 淑子

■ 息子は安全配慮を欠く 運転者の犠牲に

私は平成17年8月10日、17歳の息子を交通事故で亡くしました。

息子は自閉症という障害がありました。事業所から、「そろそろ乗り物の練習した方がいいね。」と言われ、その日移動介護を利用して、この事業所では初めて乗り物を使って、滝野すずらん公園に連れて行ってもらうことになっていました。

10時前に子供を送り出し、11時20分頃事故にあったという電話、何がなんだかかわからず娘と飛び乗ったタクシーの中で「亡くなった」という知らせを受けました。病院の処置室で会った息子は、おでこ左ひざに少し傷がついてる位で、わずか3時間前までは元気だった姿を思うと、冷たくなった体を温めれば息を吹き返すのではないかと、泣きながら一生懸命さすり続けました。

公園は路線バスが入れるようになっており、バス停はバスが横断歩道を跨ぐように設置しており、バス停の反対側に渡らないと遊べないような作りでした。(事故後、バス停は少し先にある引き込みに移動され、ガードロープも張られました。子どもが亡くなってからようやく安全に対する配慮がされたようです。) 息子はヘルパーがお金を払っている間にバスを降り、道路を横切ろうとしている所を、後続車に跳ねられ大動脈破裂で亡くなりました。バスが停車中であるという事は、当然乗降客がいるという事です。バスの近くを運転する時安全に対する配慮が大切になってきますが、運転手は注意を払わず、衝突後もブレーキ痕も無く18mも先で停車しました。

運転手が車から降りて息子に駆け寄った時には、まだ、ヘルパーはバスの中でお金を払っていたそうです。ぶつかった瞬間も見えないどころか、息子が降りた後、追いかけてもくれなかった。初めての乗り物を使った移動介護であったにもかかわらず、安全に対する危機管理は全くできていません

でした。

■ 運転手は不起訴に

検察庁に呼ばれて行くと、運転手は不起訴でした。「歩行者は道路では飛び出しを一番してはいけないのです。これを殺人に例えると、包丁を持った人の所に飛び込んでいくようなものです」と言われました。公園はみんなが遊びに行く場所であり、横断歩道もありバスも停まっていた。乗降客がいるかも知れないという注意義務があるはずなのに、そのような事は一切考慮されず、ただ車道は車優先の場所、飛び出した方が悪いという考えは納得できません。

■ 逸失利益ゼロと言われ

車の保険会社が提示してきた損害賠償は、障害児で将来働く事ができないため、逸失利益が0円と算定され、自賠責の中に収まってしまいました。更に、任意保険が自賠責を超えないために、事業所に対して過失の割合を求め事ができないと言われました。息子の、障害者の命って何なのでしょうか？命の尊厳どころか、生きてる価値さえないといわれているようなものです。私達にとって子供は障害を持っていても大事な家族の一員であり、かわいい、いとおい存在でした。

加害者達にも過失はそれぞれあるのに、逸失利益が0円であるた

めに何も求める事ができない。こんな悔しくおかしな事があるでしょうか？一方的に命を奪われた上に、0円という屈辱的な数字をつきつけられ、「すみません」という言葉だけで済まされてしまう。私自身も強い憤りを感じましたが、子供がかわいそうで仕方ありませんでした。何とかしたい、でもどうすれば？あきらめるしかないのだろうか？悔しい！

■ 同じ遺族との出会い

そのような時、北海道交通事故被害者の会の事を知り入会しました。会員の方が、障害を持った子供さんを交通事故で亡くされ裁判された青森のお母さんを紹介してくれました。

私はその方たちと、障害者の逸失利益0円の改正を求めることを決意し、国会議員に手紙を送り犯罪被害者等基本計画の中に取り入れてくれるように頼んだり、全障研で発表したり、色んな活動をしてきました。そして、障害者の権利保護をして下さる弁護士(日本で20名程度)とも出会え、裁判にこぎつける事ができました。

■ 障害者の人権を求めて

今まで、障害者の逸失利益0円と言われれば、どんなに悔しくても泣き寝入りしかなかったと思います。障害者の人権を認めてもらいたい。もう、悲しい連鎖は断ち切りたい、そのような気持ちで一杯です。私は結果はどうであれ、息子に「お母さん頑張ったよ。」と報告したいです。

「逸失利益ゼロは不当」

札幌で輪禍死障害者の両親 加害者らを提訴へ

交通事故で死亡した自閉症の長男＝当時(17)＝の逸失利益を「ゼロ円」と算定したのは不当だとして、札幌市内の両親が、加害者の運転手と事故当時、長男を介護していたヘルパーらを相手取り、同年代の健常者と同じ(中略)損害賠償を求め四月上旬、札幌地裁に提訴することが14日、分かった。これまで、重度の障害者に健常者並みの逸失利益を認めた判決はなく、逸失利益の見直しを求める訴訟は全国でも異例だ。(中略)

両親は「障害者だからといって、命の対価と考えられる逸失利益がゼロ円なのは明らかな差別で、人権を無視している」と訴える。

両親の代理人を務める児玉勇二弁護士(東京)は「重度の障害者でも発達の可能性はあり、逸失利益に差をつけるのは不合理。少なくとも、法律で定められた最低賃金をベースに算定するべきだ」と話している。道内関係では、旧上磯町(現北斗市)の知的障害児施設で入浴中に死亡し、逸失利益を「ゼロ円」と算定された男性＝当時(16)＝の青森県に住む両親も、近く同様の訴訟を青森地裁に起こす。(「北海道新聞」2007年3月15日)